

議案第 17 号

亀山市住居表示審議会条例等の一部改正について

亀山市住居表示審議会条例等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 25 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例

(亀山市住居表示審議会条例の一部改正)

第1条 亀山市住居表示審議会条例(平成17年亀山市条例第110号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第2条 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年亀山市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(亀山市水道水源保護条例の一部改正)

第3条 亀山市水道水源保護条例(平成17年亀山市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に市議会議員のうちから委嘱された亀山市廃棄物減量等推進審議会の委員である者の任期は、第2条の規定による改正前の亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。